

地域とともに、未来をつくる。 あなたの挑戦を、ふるさと融資が応援します！

地域で事業を始めたい方・続けたい方へ
ふるさと融資は、地域経済の活性化を目的とした
無利子の貸付制度です。
地域に根差した事業のスタートや継続を市がサポートします。

- こんな方におすすめ！
- ☑これから創業・起業を考えている。
 - ☑設備投資・運転資金が必要
 - ☑地元で根ざした事業を続けたい

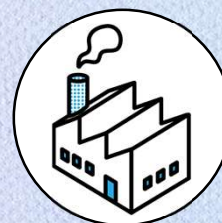
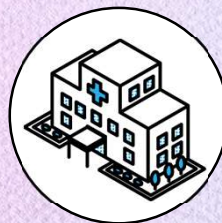
利子ゼロで応援します！



対象者	法人格を有する民間事業者
融資対象事業	(1) 公益性、事業採算性の観点から実施される事業であること。 (2) 貸付対象費用の総額(用地取得費を除く)が1,000万円以上であること。 (3) 市内の新規雇用が1人以上あること。 (4) 用地取得(賃借含む)契約後5年以内に営業が開始されるもの。 (用地取得を対象に含める場合) (5) 民間金融機関等からの借入を受け実施される事業であること。 (6) 民間金融機関(日本政策金融公庫など政府系金融機関は除く)の連帯保証を得ること。(連帯保証に係る保証料は別途必要。)
貸付対象費用	・施設や建物の建設、取得、整備、改良及び補修などの設備投資に関わるもの。事業に不可欠な機械装置など動産の取得など。 (消費税は貸付対象費用に含まれません。) ・用地取得費は、設備の取得等に係る費用の3分の1を限度として貸付対象事業に含めることが可能です。 ・上記に伴い必要となる付随費用(人件費、賃借料、保険料、固定資産税など)
融資金額	100万円以上30億円以下 (対象事業費から補助金などの金額を差し引いた額の60%以内)
融資利率(年率)	無利子
貸付対象期間	5年以内
償還期間	5年以上20年以内(最大5年以内の据置期間含む)
申込期限	事業(工事)契約の4か月前までに裏面の①事業の概要などの書類を提出(必須)

お問い合わせ先 〒715-0014 岡山県井原市七日市町10番地(井原市地場産業振興センター2階)

井原市 建設経済部 商工課 ☎(0866)62-8850 ✉shoko@city.ibara.lg.jp



さまざまな分野の案件について事前相談（市役所窓口）

観光や
商工業の
振興

交流拠点の
整備による
賑わい創出
及び
雇用機会の
創出

農作物の
安定供給・
環境
負荷軽減・
エネルギー
開発

地域医療や
福祉の向上
地域
課題解決

申請から貸付までのフロー

ふるさと融資の利用協議

- ①事業着手前に市（商工課）へご相談ください。
【ご相談時にご用意いただきたいもの】
 - ・貸付対象事業の概要がわかるもの（具体的な設備投資の内容、事業の内容など）
 - ・事業全体のスケジュールがわかるもの（着手～営業開始までのスケジュール）※事業完了後に協議があった場合は認められません。
- ②借入申込書の提出
- ③総合的な調査・検討委員会（4月・7月・11月・2月）
- ④調査・検討結果の通知

事業の実施

工期が複数年度に渡る事業については、そのうち連続する4年以内が融資対象期間となります。貸付対象事業完了後、報告書等を提出してください。

貸付実行等

市、地域総合整備財団（ふるさと財団）での手続きが完了し、民間からの協調融資と対象事業の支払完了を確認してからの貸付実行となります。最終的な貸付期日は、上記手続きの完了にあわせ、市とふるさと財団、事業者と打合せをして決定します。

償還

償還方法は、元金均等半年賦償還（半年ごとの元金均等返済）です。決算期ごとに、借入金残高状況報告書と決算書又は営業報告書を提出してください。

完済